

## Info 後期高齢者医療保険料の改定

後期高齢者医療制度は、2年ごとに保険料率が改定されます。令和2年度は改定年度に当たります。

被保険者1人当たりの医療給付費や、高齢者人口が増加したことにより、令和2・3年度の保険料率が別表のとおり改定されることになりました。

後期高齢者医療保険料率の改定内容	
平成30・令和元年度の保険料率など	
所得割率	8.76%
均等割額	45,379円
保険料限度額	620,000円
↓	
令和2・3年度の保険料率など	
所得割率	9.64%
均等割額	48,765円
保険料限度額	640,000円

令和2年度の年間保険料額は、令和元年の所得を算定基礎に、改定後の保険料率を使用して7月に確定します。7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。

▼問合せ 保険課 国民健康保険・医療係  
☎28・0917

## Info 後期高齢者医療 保養所利用助成制度

愛知県後期高齢者医療制度の被保険者の皆様の健康保持・増進を目的に、別表に掲げる協定保養所に宿泊する場合の宿泊費を助成します。

▼助成金額  
1人1泊につき千円（令和3年3月31日）

日までに、全保養所合わせて4泊まで助成を受けることができます。

### ▼対象者

愛知県後期高齢者医療制度の被保険者

### ▼申込み

宿泊申込時に保養所へ愛知県後期高齢者医療制度の被保険者であることを伝えてください。宿泊当日は、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証と利用カードを提示してください。利用カードは、初回利用時に保養所で交付されます。精算時には、利用料金から助成金額千円を引いた金額をお支払いください。

▼問合せ 愛知県後期高齢者医療広域連合 給付課  
☎052・955・1205

### ■後期高齢者医療制度協定保養所

協定保養所名	住所	電話番号
サンヒルズ三河湾	愛知県蒲郡市三谷町南山1番地76	0533・68・4696
すいとびあ江南	愛知県江南市草井町西200番地	0587・53・5555
百年草	愛知県豊田市足助町東貝戸10番地	0565・62・0100
松ヶ島	三重県桑名市長島町松ヶ島700番地の12	0594・42・3330
あいち健康の森プラザホテル	愛知県知多郡東浦町大字森岡字源吾山1番地1	0562・82・0211
シーサイド伊良湖	愛知県田原市中山町岬1番43号	0531・35・1151

## Info 税金などの特別徴収

令和2年度の住民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料と介護保険料の仮徴収額を、4月、6月、8月に支給される公的年金から天引き（特別徴収）します。

対象となる方（世帯）は別表のとおりです。

### ①令和2年2月に特別徴収（年金からの天引き）で納めている方（世帯）

令和2年2月に特別徴収として年金から天引きされた税額および保険料額と同じ額を、特別徴収（仮徴収）として4月、6月、8月の年金から天引きします。ただし、住民税については、原則として令和元年度に年金から天引きされた年税額の半額を、4月、6月、8月の3回に分けて天引きします。

※令和2年4月から令和3年3月までの間に世帯主が75歳になる世帯の国民健康保険税については、納付方法が特別徴収から普通徴収（納付書または口座振替で納付）に変わります。

※通知書は、日本年金機構が発送する年金振込通知書をもって代えさせていただきます。（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料について、令和2年2月に特別徴収した保険料額と、6月、8月に年金から天引きする保険料額が異なる場合は、別途通知します。）

### ②令和2年4月から8月までの間に、新たに特別徴収（仮徴収）の対象になる方（世帯）

住民税	新たに特別徴収（仮徴収）の対象になる方はいません。	■問合せ 税務課課税係 ☎28・2434
国民健康保険税	①世帯主が国民健康保険の被保険者の世帯 ②世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上75歳未満で構成された世帯 ③世帯主の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上であり、国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えない世帯	■問合せ 保険課国民健康保険・医療係 ☎28・0917
後期高齢者医療保険料	①令和2年2月1日までに後期高齢者医療制度の被保険者になった方 ②被保険者の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上であり、後期高齢者医療保険料が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えない方	■問合せ 保険課国民健康保険・医療係 ☎28・0917
介護保険料	①令和2年2月2日までに65歳以上になった方 ②被保険者の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上の方	■問合せ 保険課高齢者・介護係 ☎28・0100

☎28・0917 保険課国民健康保険・医療係  
☎28・0100 保険課高齢者・介護係

※対象の方（世帯）には、仮徴収額決定通知書を送付します。

※上記の条件に該当していても対象にならない場合があります。詳しくは各担当までお問い合わせください。